

学校法人比治山学園監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人比治山学園（以下「学園」という。）において、私立学校法第37条第3項、第4項及び学校法人比治山学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第15条に規定する監事の職務（以下「監査」という。）を円滑かつ効率的に行うため必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 監査は、学園の業務全般について、法令、寄附行為及び学園の諸規程に沿っているかの合規性に加え、合理性、効率性及び経済性の観点から、公正かつ客観的な立場で実施し、もって学園の適正な運営の確保及び安定的な経営基盤の確立に資することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 学園の業務（次号及び第3号に掲げるものを除く。）
- (2) 学園の財産の状況（次号に掲げるものを除く。）
- (3) 理事の業務執行の状況

(監査の種類)

第4条 監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 定例監査
前条各号に掲げる対象について、あらかじめ定められた監査計画に基づき実施する。
- (2) テーマ監査
重要又は早期に対応を要する項目等について、あらかじめ定められた監査計画に基づき実施する。
- (3) 臨時監査
監事が特に必要と認めた場合に、臨時に実施する。

(事前調査)

第5条 監事は、前条各号に掲げる監査を実施するため、必要に応じ事前に調査（以下「事前調査」という。）を実施する。

2 前項に定める事前調査は、監事の委任により、学校法人比治山学園事務等組織規程第

5条に規定する監査室の職員が実施することができる。

(監査計画)

第6条 監事は、年度初めに監査計画（事前調査に係る計画を含む。以下同じ。）を策定し、理事会に報告するものとする。また、監査計画を変更する場合も同様とする。

(監査通知)

第7条 監事及び第5条第2項の規定により委任を受けた職員（以下「監事等」という。）は、監査（事前調査を含む。以下同じ。）を実施するときは、あらかじめ、監査日時及び監査項目等を監査対象の所属長（法人本部及び研修場においては法人事務局長、大学及び短期大学部においては学長、中学校・高等学校においては校長、幼稚園においては園長をいう。以下同じ。）に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(監査の執行)

第8条 監事等は、理事、所属長及び当該所属の教職員に対し、帳簿及び各種書類の提出並びに業務の執行状況に係る報告並びにこれらに関する説明等を求めることができる。

2 理事、所属長及び当該所属の教職員は、前項の要請を受けたときは、正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。

(監査の実施方法)

第9条 監査は、実地監査又は書面監査により行う。

2 実地監査は、直接、関連部署に出向き、実地調査、立会、質問等により行う。

3 書面監査は、帳簿、書類等の提出を求め、これらの審査や突合等を行う。

(監査結果の仕訳及び所属長への通知)

第10条 監事は、監査の結果、是正・改善を要するもの等がある場合には、当該項目について次によって仕訳を行い所属長に通知するものとする。

(1) 指摘事項

不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を要するもの

(2) 指導事項

指摘事項には至らないが、改善又は改善について検討を要するもの

(3) 留意事項

注意喚起、問題提起又は監事としての要望を行うもの。

2 監事は、前項第1号及び第2号に定める項目については、所属長に期限を定めて措置

状況の報告を求めるものとする。

- 3 所属長は、第1項に定める通知を受けたときは、必要に応じ理事長に報告するものとする。

(監査結果の報告)

第11条 監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出する。

- 2 監事は、前条の規定により仕訳した項目、その内容及び所属長の措置状況等について、定期的に理事長に報告するものとする。また、これらの項目等について理事会及び評議員会で随時に意見を述べるものとする。
- 3 理事長は、前項の報告を受け所属長の措置の状況等が不十分な場合には、必要な措置を講ずるものとする。

(不正行為・重大な違反行為発見時等の対応)

第12条 監事は、監査の結果、学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告する。

- 2 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求するものとする。請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為を差し止めることができる。

(意見の陳述)

第13条 監事は、第11条第2項に定めるもののほか、学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(公認会計士等との連携)

第14条 監事は、監査を実施するに当たり、学園担当の公認会計士（監査法人を含む。以下同じ。）及び監査室との情報の交換を行うなど連携を密にするとともに、必要に応じ、公認会計士に対し、専門的事項の調査を委任することができる。

附 則（平成20年7月31日制定）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年7月31日から施行する。

（実施指針の廃止）

- 2 学校法人比治山学園監査業務の実施指針（平成17年5月30日制定）は、この規程の施行期日をもって廃止する。

（経過措置）

- 3 第6条中「年度初め」は、平成20年度にあつては、「7月中」に読み替える。

附 則（令和2年3月24日改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。